

- げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (4) 6の(3)の入札の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）による指名停止期間中でないこと。
- (5) 競争入札参加資格確認申請書を平成16年12月1日（水）午後5時までに熊本県総合政策局広報課企画・広報班へ提出し審査を受け、承認を受けた者であること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 申請の方法  
2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3の(2)の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先5に記載のとおり
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間  
4の(1)に記載のとおり  
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格確認申請書の提出  
本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- (1) 提出期間  
平成16年11月24日（水）から平成16年12月1日（水）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
- (2) 提出場所  
5に記載のとおり
- (3) 提出方法  
5に記載の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (4) 入札参加資格確認結果の通知  
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 5 契約条項を示す場所  
熊本県総合政策局広報課企画・広報班（県庁行政棟本館4階）  
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号  
電話 096-383-1111 内線3132
- 6 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称  
5に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び要求仕様書の交付期間及び場所  
ア 交付期間  
平成16年11月24日（水）から平成16年12月9日（木）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。  
イ 交付場所  
5に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時  
平成16年12月10日（金）午後2時30分から  
イ 場所  
熊本県総合政策局広報課（県庁行政棟本館4階）
- (4) 入札書の提出方法  
6の(3)記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、5に記載の場所に平成16年12月9日（木）までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 7 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金  
入札に参加しようとする者は、見積もった1月当たりの額（消費税及び地方消費税の額を含む。）に借入期間月数（48月）を乗じた額の100分の5以上の金額を6の(3)記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。  
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保

- 証券を提出したとき。
- イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (3) 無効の入札  
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札  
イ 委任状を提出しない代理人のした入札  
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
- エ 記名押印を欠く入札  
オ 金額を訂正した入札  
カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札  
キ 明らかに連合によると認められる入札  
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- ケ 2以上の意思表示をした入札  
コ 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札  
サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法  
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (5) 最低制限価格  
設定しない。
- (6) 契約の締結  
ア 契約書作成の要否  
イ 契約の締結期限  
落札者決定の日から14日以内とする。  
ウ 落札者からの契約締結の申出期限  
落札者決定の日から7日以内とする。
- (7) 契約保証金  
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、入札金額（1月当たりの賃借料。消費税及び地方消費税の額を含む。）に借入期間月数（48月）を乗じた額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。  
イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

### 熊本県公告第892号

特定調達契約につき落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成16年11月24日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
熊本県電子自治体共同利用センター等の構築 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
熊本県地域振興部情報企画課電子県庁推進班  
熊本市水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成16年9月13日
- 4 落札者の氏名及び住所  
NTT西日本・三菱電機・電盛社熊本県電子自治体共同利用センター等構築共同企業体  
代表者 西日本電信電話株式会社 熊本支店  
熊本市桜町3番1号
- 5 契約金額  
1,753,500,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）

- 6 契約の相手方を特定した手続  
総合評価一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日  
平成16年7月9日

**熊本県公告第893号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成16年11月24日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
菊池郡大津町大字大津字鍛冶ノ上1294番1、同1295番1、同1297番1、同1297番3、同1298番1、同1298番2、同1298番3、同1299番1、同1299番3、同1300番1、同1303番2、同1306番5及び水路の一部  
7,778.14平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
神奈川県厚木市酒井3151番地  
株式会社カーポイントホールディングス

**登載依頼****熊本県公共事業再評価監視委員会公告第6号**

平成16年度第7回熊本県公共事業再評価監視委員会を次のとおり開催する。

なお、当該委員会の傍聴手続は、次のとおり。

平成16年月 日

熊本県公共事業再評価監視委員会

- 1 開催日時  
平成16年12月3日（金）  
午後1時00分から午後5時00分まで
- 2 開催場所  
熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁本館 5階 審議会室
- 3 議題  
(1) 平成16年度熊本県公共事業再評価対象事業について  
(2) その他
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続  
(1) 傍聴希望者は、委員会の開催予定時刻までに、当該委員会の会場において、委員会の委員長からの許可を得た上で、委員会の会場に入ることができる。  
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先  
熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県公共事業再評価監視委員会事務局（熊本県土木部土木技術管理室）  
（電話 096-383-1111 内線 6052）

**熊本県バイオマス利活用基本方針検討委員会公告 第2号**

第3回熊本県バイオマス利活用基本方針検討委員会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成16年11月24日

熊本県バイオマス利活用基本方針検討委員会  
会長 岩原 正 宣

- 1 開催日時  
平成16年12月1日（水） 午後1時30分から午後3時まで
- 2 開催場所  
熊本市水前寺公園28-51  
熊本テルサ2階「ひばり」
- 3 会議内容  
(1) 熊本県バイオマス利活用基本方針原案について  
(2) 意見交換
- 4 傍聴者の定員  
10人